

平成19年5月15日  
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第2回）議事概要について

1．検討会の概要

日 時：平成19年5月14日（月）14:00～17:00

場 所：ホテルフロラシオン青山 1階 はごろも

出席者：伊藤座長、石川（代理人出席）、小幡、重川、田近、松原、室崎 各委員  
増田内閣府政策統括官、丸山内閣府審議官、上田参事官、上杉参事官、篠原参事官、 他

2．議事概要

支援制度について広く意見を聴取するため、下記関係者にヒアリングを実施した。ヒアリング終了後、「被災者生活再建制度に関する改善要望等」について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

（ヒアリング対象者）

泉田 裕彦 新潟県知事

森 民夫 長岡市長

小林 郁雄 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表

山崎 登 NHK解説主幹

<ヒアリング時の主な意見>

被災者支援は、国が全国一律の基準で制度を運用すると不合理な対応が生じて、結果的に国の負担を増やす場合がある。市町村や行政区など、より住民に近い地域の力を活用すれば、真に支援が必要な人への支援が可能となる。国は、被害に応じて資金を一括して自治体に給付し、自治体の裁量で配分する制度を検討すべき。

支援法は用途が細かく定められていることの弊害が非常に大きい。例えば、制度内容を被災者に説明するだけで大変な時間がかかり、自治体職員が多忙を極めた。大都市では対応は難しいのではないか。

住宅の被害程度4区分（全壊、大規模半壊、半壊、その他）に応じた支給ではなく、被害点数（経済的損失の割合：％）掛ける単価とすべき。今の方法では、被害程度のランクひとつで支給額が大きく異なる。そのため、被害認定のやり直しが多くなりやすい。

収入・年齢要件は、建前上公平でも、他者と比較すると不公平感が強く出てくる場合がある。自治体の裁量で配分できるようにすれば、地域の実態に応じた対応が可能となり、不公平感も減少するのではないか。

地域の人たちが自分自身で立ち直ることが復興。その上で、現実に自立できない人に必要最小限の支援をするのが支援法の役割。一番重要な支援は、すまいの再建支援。すまいが復興しなければ、「まち」、「くらし」は復興できない。すまいの復

興の展望、 高齢者のすまいの再建、 個別住宅の自主再建の支援、 新しい居住様式の導入、 がすまいの再建のために必要。

居住安定支援制度が限度額まで使い切れていない現状からすると、制度創設当初の積算は間違いだったのではないか。住宅再建は通常、1,500万円程度は必要。住宅本体を対象とするなら限度額を500万円にして、残りを「自助」「共助」で補うのが妥当ではないか。

住宅の再建が進まないと、まちの復興も、地域の復興も進まない。すまいの再建が一番重要。支援制度は使い勝手に問題があり、自治体が独自の対応をしている。国と自治体の制度を比べたとき、自治体のほうが多く使われている。実効性にここまで差があるなら、制度を考え直すべき点があるのではないか。視点としては、支給条件や用途制限をどう考えるか、事務手続きの簡素化、住宅再建に関わる制度全体からの視点、がある。いずれにしても、被災者と被災自治体に対して、支援の気持ちがストレートに伝わる制度にしてほしい。

#### <ヒアリング終了後の主な意見>

ヒアリングを通じて、地域に応じた問題が大きいと感じた。中央であまり細かい基準を決めるのは馴染まないのではないか。これは、透明性、公平性という一般的な行政法の考え方とは違うが、ある程度は自治体の判断に任せる部分が必要かもしれない。その際、事後評価や不服申し立ての仕組みを整備することが必要。

自治体の首長の判断が尊重されるべきとのことだが、その場合は、自治体において前提となる復興計画が必要ではないか。

住宅が倒壊しなければ、災害後のコストも減少する。その意味で事前の耐震改修が重要であり、全国的に進めていくべき。

首都直下地震の場合にどうなるか、大まかな想定はできないか。

制度全体の見直しについて、しっかりと議論することが必要。そういった議論を通じて、耐震補強と支援制度との関係や国と地方との関係といったものが見えてくる。耐震改修をして保険を義務付ければ良いが、現実にはできない人もいるわけで、そのところをどう解いていくかが問題。

例えば、宅地の復旧は住宅再建には重要だが、支援制度の対象にはなっていない。必要なところに使える制度にすることが有効。

災害がどこで発生しても被災者支援の考え方は変わらない。どのような思想の下に支援を行っていくのかを議論する必要がある。例えば、「人間の安全保障」という観点や、「天災に対する社会防衛」というような考え方があり、そこからは一種の社会性といった面も考え得るのではないか。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 菊 地

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191 (直通)